

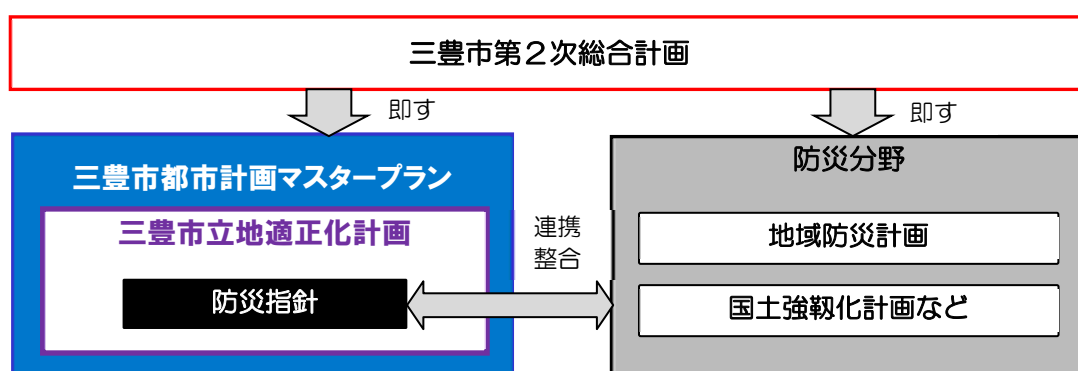
第Ⅳ章 防災指針

1.防災指針の概要

頻発・激甚化する自然災害に対応するため、災害ハザードエリアにおける新規立地の抑制や移転の促進、居住エリアの安全確保などの観点から総合的な防災・減災対策を講じることが喫緊の課題となっています。

令和２年には、都市再生特別措置法が一部改正され、「居住誘導区域にあっては住宅の、都市機能誘導区域にあっては誘導施設の立地及び立地の誘導を図るための都市の防災に関する機能の確保に関する指針（防災指針）」を立地適正化計画において定めることが規定されました。

こうしたことから三豊市では、様々な災害リスクの見える化などから防災上の課題を分析した上で、防災まちづくりの将来像や目標などを明確にし、ハード・ソフトの両面から安全確保の対策を位置付けた「防災指針」を策定します。



■防災ビジョン（三豊市地域防災計画より）

【基本理念】

大規模な地震・津波災害から、住民の生命、身体及び財産を保護するためには、本市の安全性をより高める都市基盤整備や、行政が行うべきことを取り決めた計画を行政等が策定することのみでは足りず、住民の参画と協働という視点が必要である。

また、国の防災白書（平成 27 年 6 月 19 日閣議決定）によると、大規模広域災害時において、行政機関による「公助」だけでは限界があることから、災害被害を軽減するためには、一人一人が自ら取り組む「自助」を前提としつつ、地域コミュニティ等による「共助」も含めた総合的な取組が重要であるとされている。

本計画においては、香川県地震・津波被害想定等を踏まえ、次の 3 点を計画の理念とする。

- (1) 「安全で災害に強い三豊市」を目指したまちづくりを進める。
- (2) 「災害に即応できる人づくり」を活かして、地域防災力を高める。
- (3) 「災害発生時の被害を最小限にとどめるためのハード・ソフト両面にわたる備え」を怠らない。

2.災害リスクの現状と対策等

1) 災害リスクの整理

災害リスクを整理すると以下の通りです。

■ハザード区域一覧

○：区域に含まれる
×：区域に含まれない

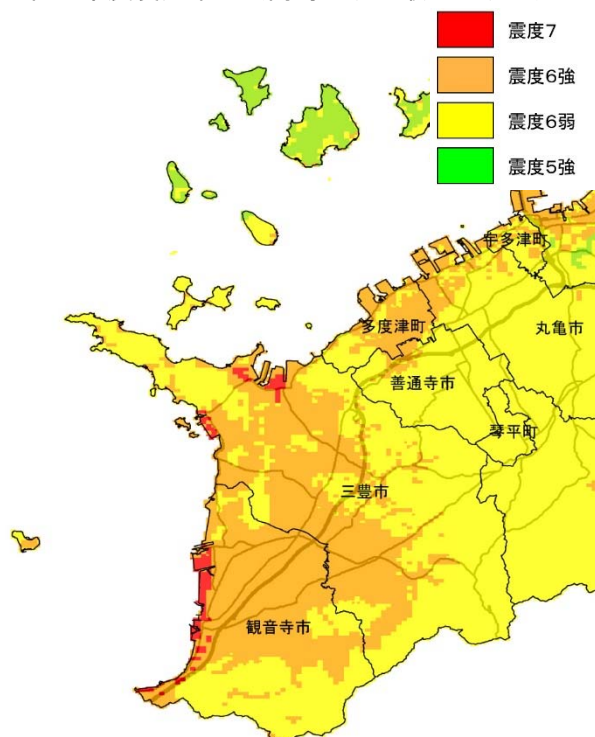
運用指針での考え方	対象地域		三豊都市計画区域	高瀬居住誘導区域	詫間居住誘導区域	
居住誘導区域に含まないこととすべきである。	ア	土砂災害特別警戒区域	○	×	×	
	イ	津波災害特別警戒区域	×	×	×	
	ウ	災害危険区域	×	×	×	
	エ	地すべり防止区域	×	×	×	
	オ	急傾斜地崩壊危険区域	○	×	×	
居住を誘導することが適当ではないと判断される場合は、原則として、居住誘導区域に含まないこととすべきである。	ア	土砂災害警戒区域	○	×	○	
	イ	津波災害警戒区域	×	×	×	
	ウ	水防法の浸水想定区域（洪水）	0～3m未満	○	○	○
			3m以上	○	×	○※
	水防法の浸水想定区域（内水）		×	×	×	
		水防法の浸水想定区域（高潮）	0～3m未満	○	×	○
			3m以上	○	×	○
	エ	都市洪水想定区域、都市浸水想定区域	×	×	×	
	オ	土砂災害防止対策の推進に関する法律による基礎調査	×	×	×	
		津波浸水想定における浸水の区域	0～2m未満	○	×	○
			2m以上	○	×	○※
	その他（内水被害実績）		○	×	○	
	その他（ため池）		○	○	×	

※主に周辺宅地より地盤面の低い農地の区域

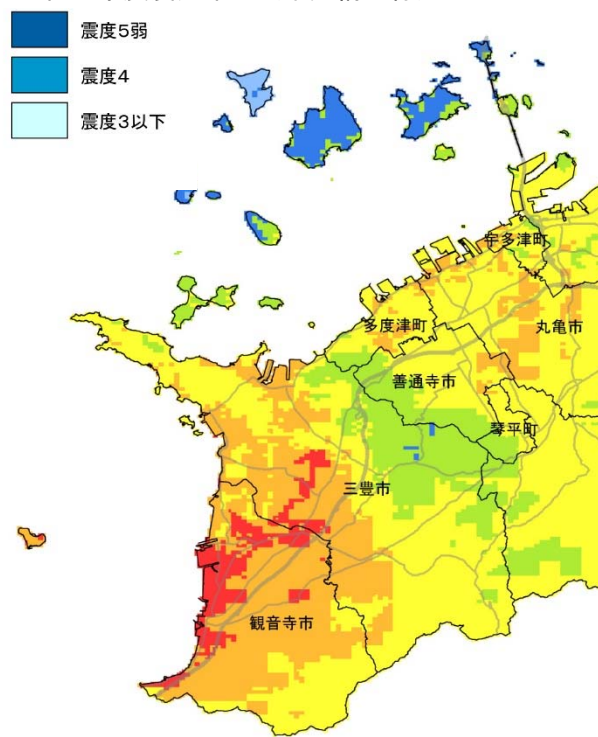
2) 現状及び対策等

①地震

◆香川県震度分布図（南海トラフ最大クラス）



◆香川県震度分布図（中央構造線）



資料：香川県地震・津波被害想定（第一次公表）

【現状等】

- ・本市に大きな影響をもたらす地震として「南海トラフを震源とする地震」「中央構造線を震源とする地震」があり、市内ではその大部分が震度6弱以上、南海トラフでは詫間・仁尾、中央構造線では高瀬・豊中の市街地で震度7程度が想定されています。
- ・本市では、狭隘な生活道路や木造家屋の密集により、火災発生時の緊急車両や地震やそれに伴う火災に脆弱な地区が存在しています。

【居住誘導区域の指定方針】

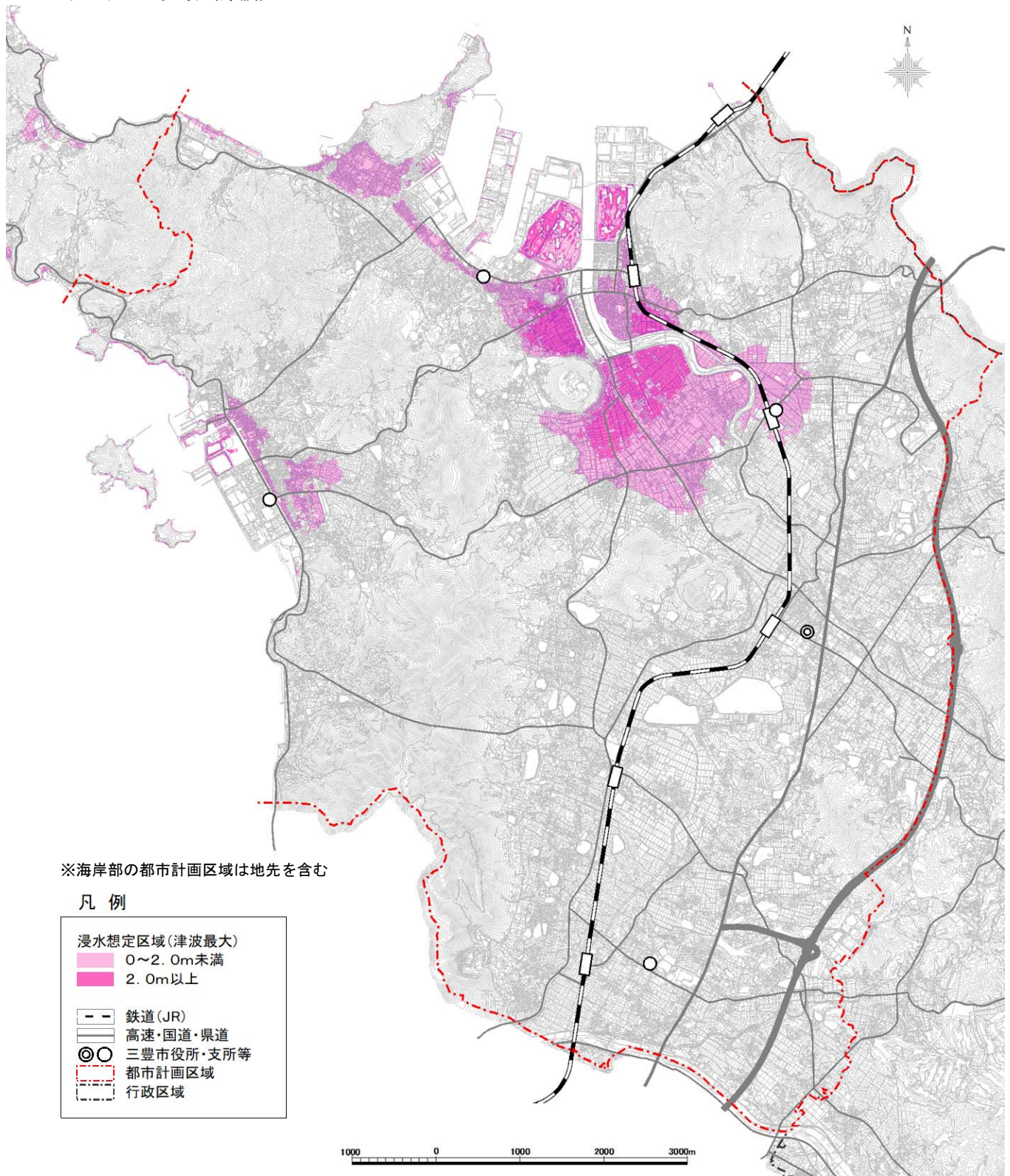
- ・既に地震想定の高い区域に市街地が形成されており、居住誘導区域から除外することは現実的ではありません。

【対策等】

- 地震の発生予測は不可能であることから、常にその可能性を意識しつつ、ハード・ソフトの両面から都市の防災機能の向上を図ります。
- 地震は、建物倒壊や火災など二次的要因により被害が拡大する災害であることから、減災に向けた予防措置を図ります。
- 建築物の新築・建替え・改修時には、地震動や延焼火災などに強い建物・住まいづくりを普及・促進します。
- 防災上の問題を抱える既成市街地では、建築物の不燃化、耐震化と併せて、道路や公園などの防災空間を体系的に確保し、ゆとりある安全な市街地環境の整備に努めます。なお、敷地の確保に際しては、都市のスポンジ化対策と連携し、空き地等の積極的な活用を図ります。

②津波等

◆ハザード区域（津波）

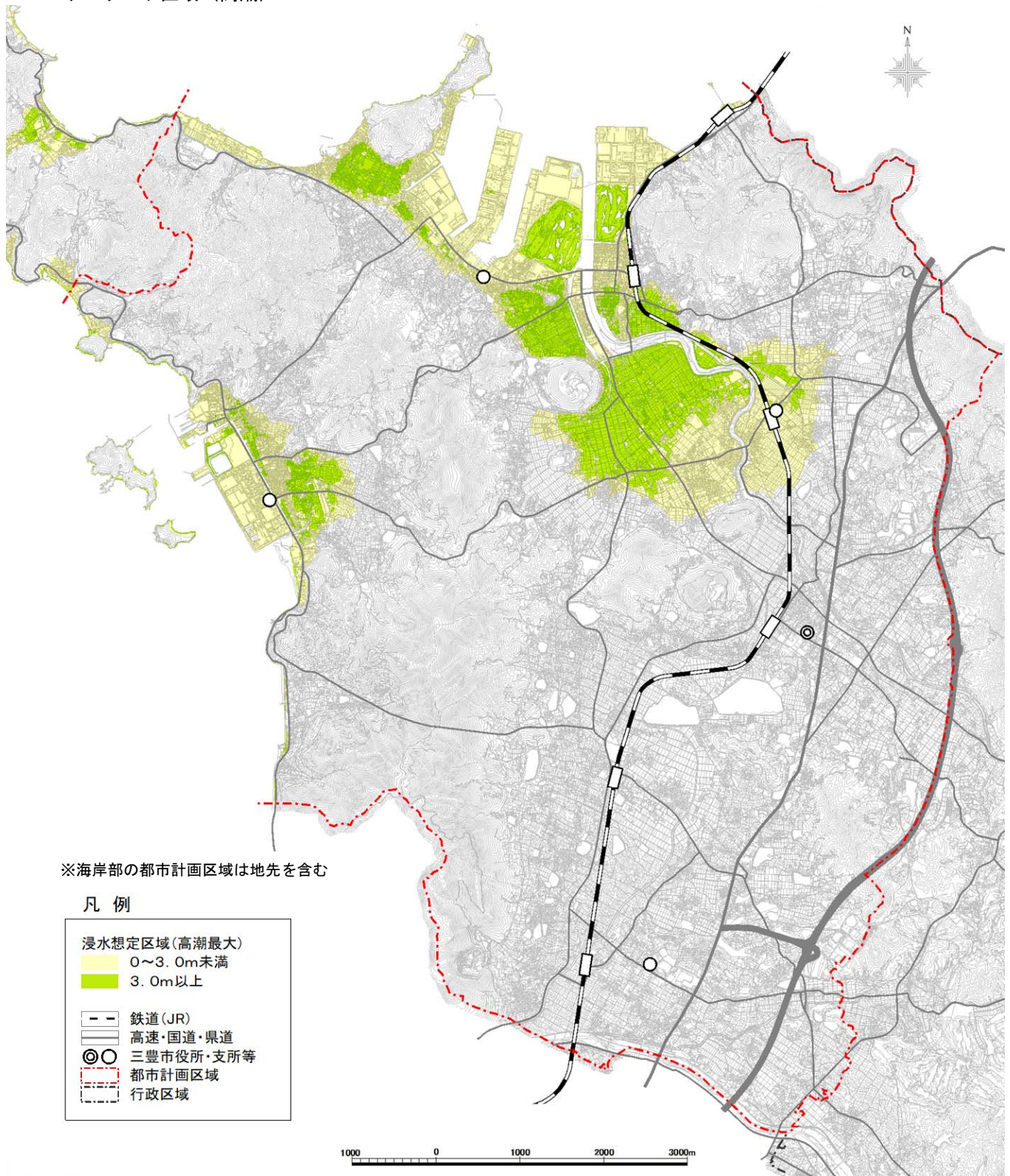


資料：香川県資料

◆ハザード区域（津波）【詫間】

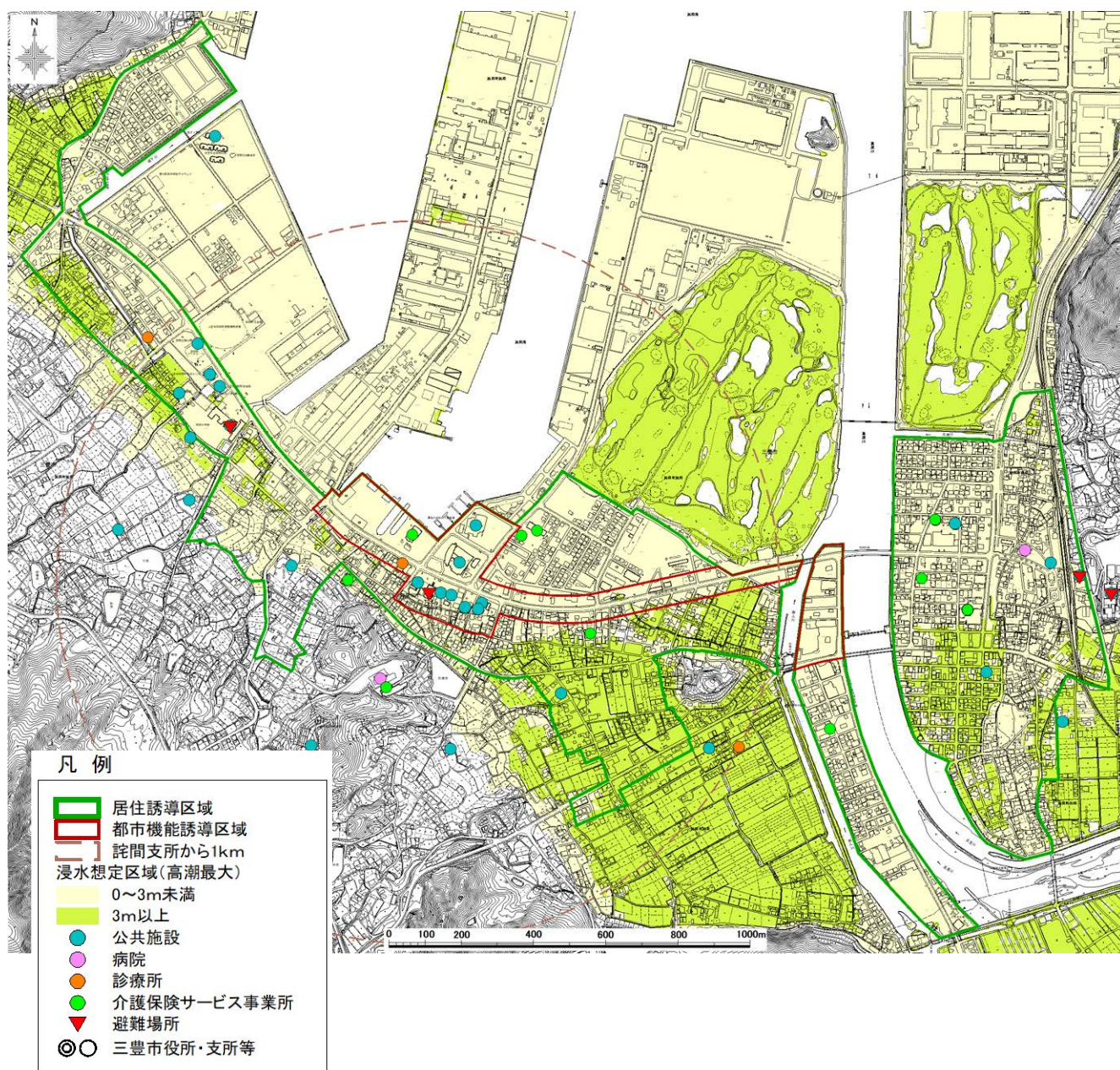


◆ハザード区域（高潮）



資料：香川県資料

◆ハザード区域（高潮）【詫間】



【現状等】

- 本市は、南海トラフ地震防災対策推進地域に指定され、香川県の津波被害想定（想定最大規模クラス）によると、沿岸部を中心に約 820ha が浸水し、津波による建物被害（全壊）は、約 400 棟、死者数は 310 名に上ると想定されています。
- 高瀬の三豊市役所周辺をみると、津波浸水想定における浸水の区域、高潮浸水想定区域は指定されていません。
- 詫間の支所周辺をみると、津波浸水想定（最大規模）における浸水の区域が指定され、一部では木造家屋に多大な影響を与えるといわれる浸水深 2.0m以上の区域も指定されています。ただし、この浸水深 2.0m以上の区域は、主に周辺の宅地より地盤面の低い農地などの区域です。また、高潮浸水想定区域（最大規模）が指定され、一部では垂直避難でも難を逃れることが困難な浸水深 3.0m以上の区域が指定されています。
- 詫間では、津波浸水 2.0m未満、高潮浸水 3.0m未満の区域に病院や介護施設など要配慮者利用施設が立地しています。

【居住誘導区域の指定方針】

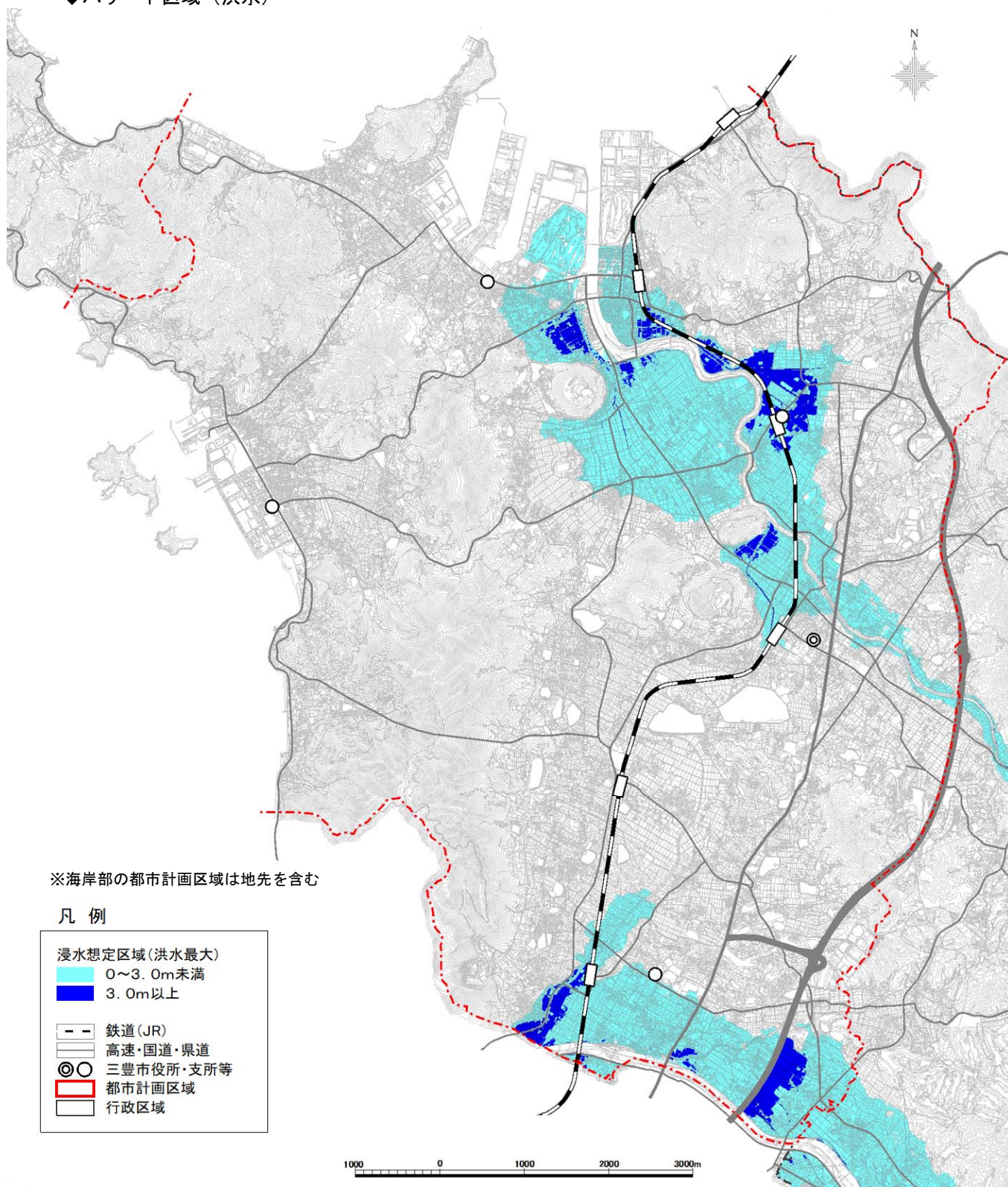
- 詫間では、海に面して市街地が形成されていることから、津波や高潮の浸水区域の全てを居住誘導区域から除外することは現実的ではありません。
また、内海に面する本市は、津波による市街地での浸水深 30cm 到達時間が一定程度の猶予が確保され、高潮においても、台風等の影響や潮位の変動を予測することにより、避難に係る一定程度の猶予が確保されと考えられます。
- こうしたことから、津波浸水では木造家屋に多大な影響を与えるといわれる浸水深 2.0m以上、高潮浸水では垂直避難でも難を逃れることが困難な 3.0m以上を目安とし、災害リスクと警戒避難体制を総合的に勘案し、居住を誘導することが適当でないと判断される場合は、原則として対象から除外します。

【対策等】

- 海岸保全施設等のハード対策と、迅速な避難行動など自助・共助によるソフト対策を柔軟に組合せ、津波災害に強いまちづくりを進めていきます。
- 浸水想定区域外への避難だけでなく、浸水想定区域内の安全な場所への垂直避難を組み合わせた避難環境を整えます。
- 津波等の発災時に徒歩による迅速かつ確実な避難を実現するため、避難地・避難路の確保に努めます。
- 県と連携し、海岸堤防や防潮水門などの海岸保全施設の整備・補強を推進します。
- 住民に対し、浸水深を考慮した居住の安全性が高まる対策を行うよう促します。

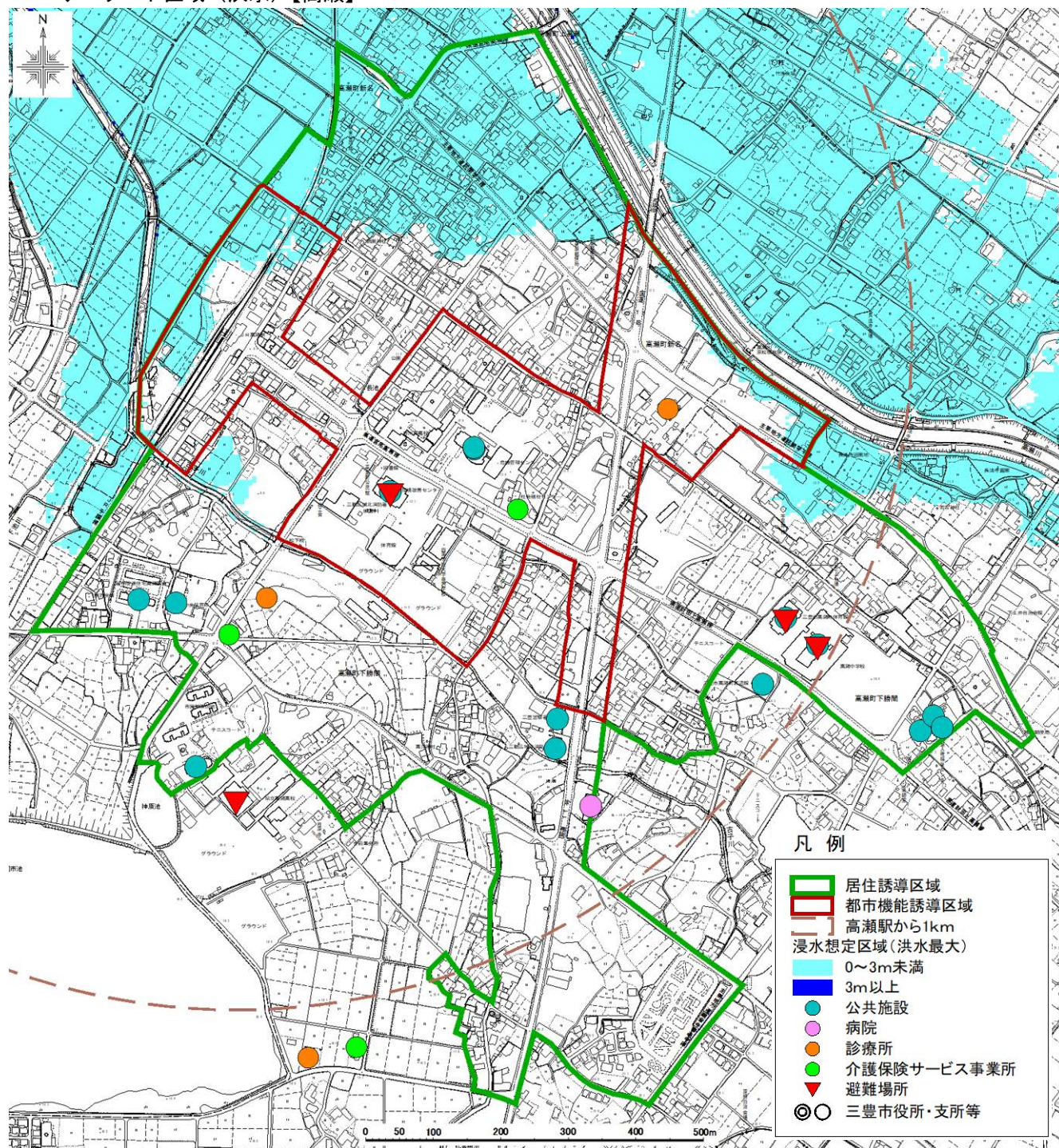
③洪水等

◆ハザード区域（洪水）

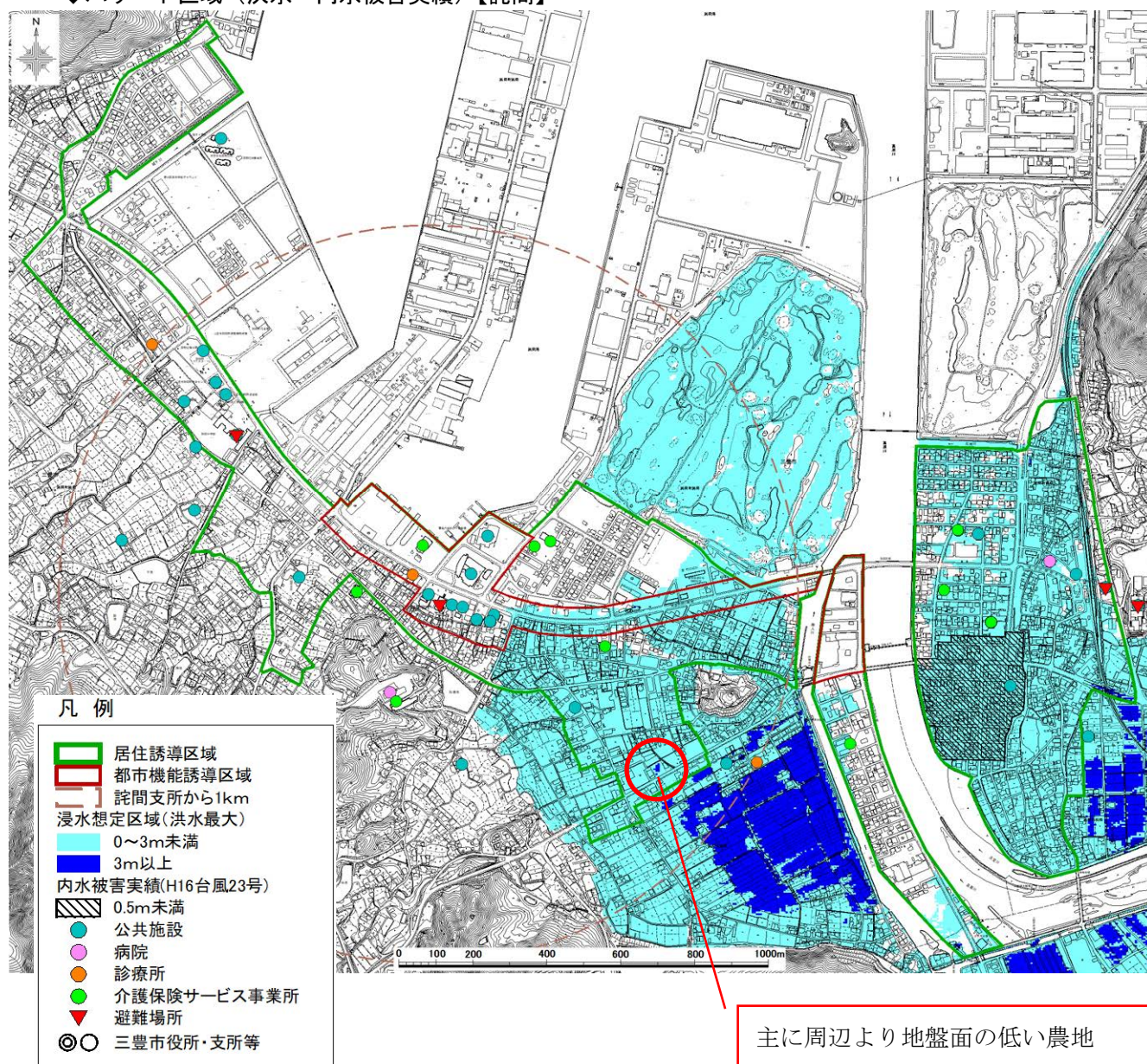


資料：香川県資料

◆ハザード区域（洪水）【高瀬】



◆ハザード区域（洪水・内水被害実績）【詫間】



【現状等】

- 近年、気候変動に起因する局地的な集中豪雨が増加傾向にあり、河川氾濫に至ったケースでは、全国的に甚大な被害が発生しています。
- 高瀬川及び財田川流域に浸水想定区域が広がり、一部では垂直避難でも難を逃れることが困難な浸水深 3.0m以上の区域が想定されています。
- 高瀬の三豊市役所周辺をみると、高瀬川沿いに 3.0m未満の浸水想定区域が指定されています。
- 詫間の支所周辺をみると、高瀬川沿いに浸水想定区域が指定され、一部では垂直避難でも難を逃れることが困難な浸水深 3.0m以上の区域が指定されています。ただし、この浸水深 3.0m以上の区域は、主に周辺の宅地より地盤面の低い農地の区域です。
- 詫間の支所周辺では、3.0m未満の浸水想定区域に病院や介護施設など要配慮者利用施設が立地しています。
- 詫間駅周辺では、過去に内水浸水（0.5m未満）が発生しており、場合によっては洪水浸水とあわせて被害を増長させるおそれがあります。
- 高瀬の三豊市役所周辺にはため池が存在しており、ＪＲ高瀬駅周辺の一部農地等に浸水リスクがあります。

【居住誘導区域の指定方針】

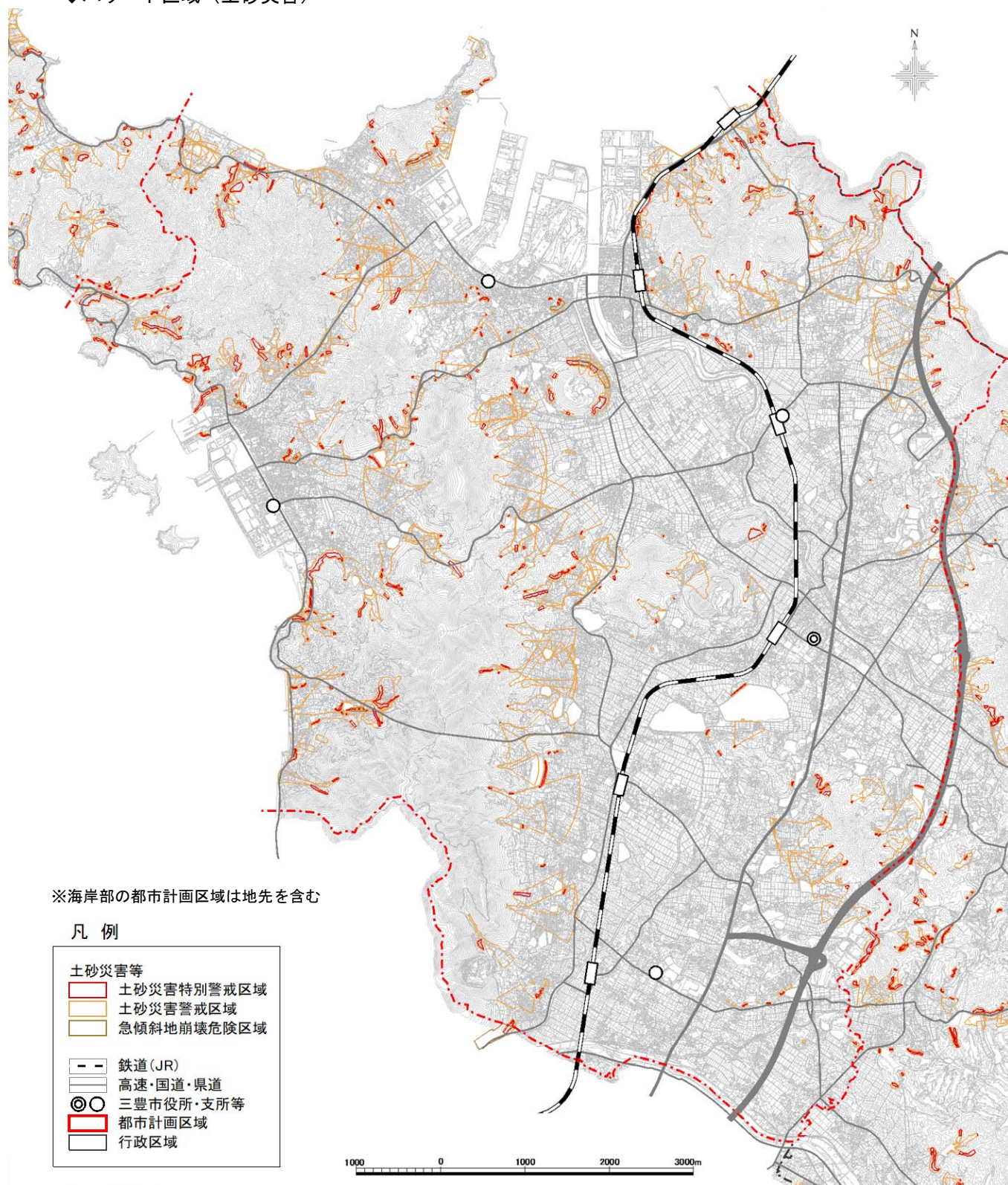
- 詫間の市街地では、浸水想定区域（洪水、内水被害実績、ため池）の全てを居住誘導区域から除外することは現実的ではないため、垂直避難でも難を逃れることが困難な 3.0m以上など、災害リスクと警戒避難体制を総合的に勘案し、居住を誘導することが適当でないと判断される場合は、原則として対象から除外します。

【対策等】

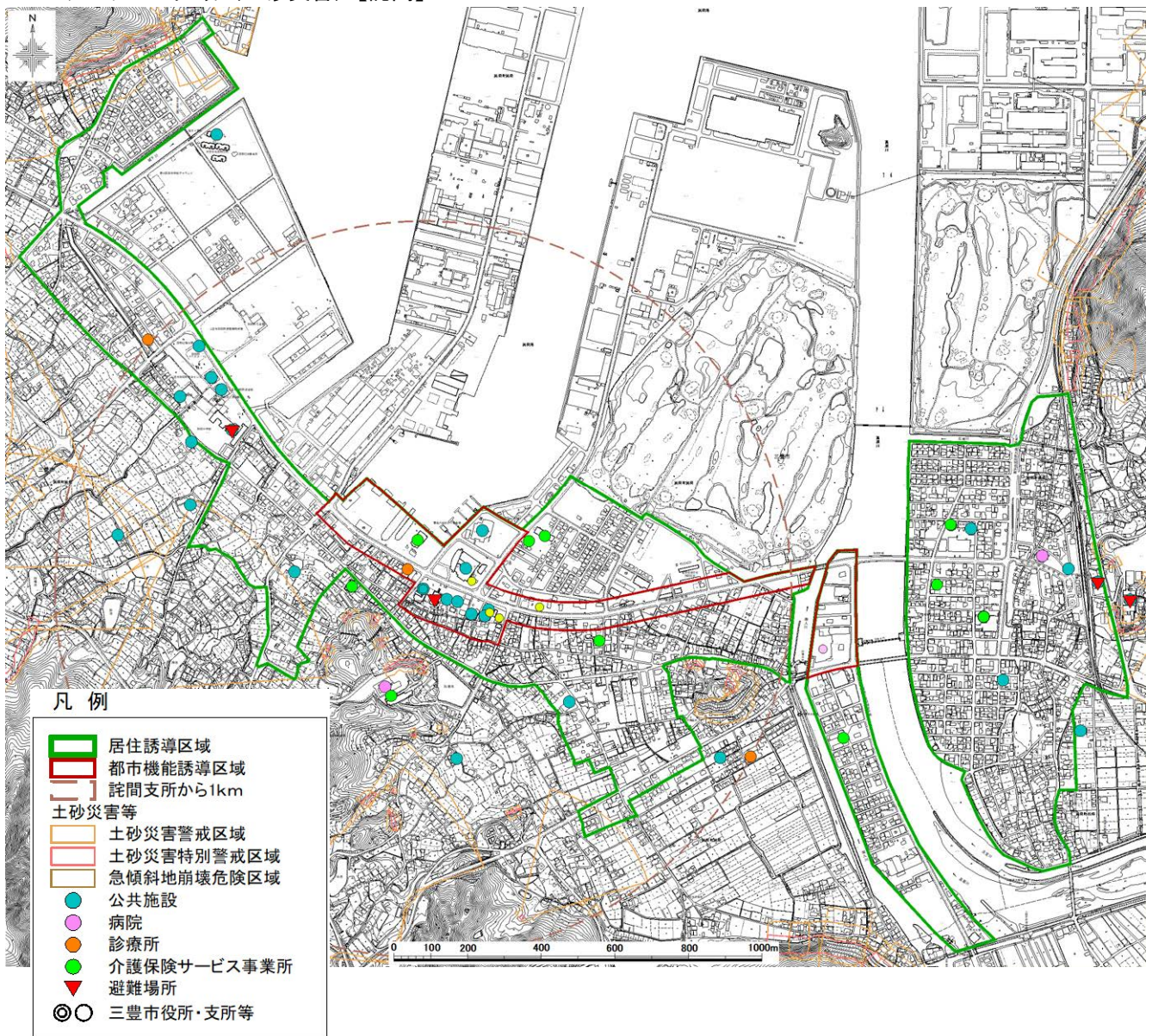
- 今後、確実に増大することが予想される水害リスクに備えるため、河川改修や避難地・避難路の整備などハード対策を着実に進めるとともに、「命を守る」ことを最優先とした避難行動の根幹となるソフト対策を柔軟に組合せ、洪水等災害に強いまちづくりを進めていきます。
- 浸水想定区域外への避難だけでなく、浸水想定区域内の安全な場所への垂直避難を組み合わせた避難環境を整えます。
- 集水域、河川区域、氾濫区域を一つの流域と捉えた流域治水の観点から、河川の氾濫防止、対象区域の縮小、被害の軽減、早期復旧・復興のための対策をハード・ソフト一体となって取り組みます。
- 雨水排水施設である松崎都市下水路排水機場について、適切な維持管理を行い、排水作業に支障がないよう適宜ポンプの交換、機能向上などを検討します。
- 住民に対し、浸水深を考慮した居住の安全性が高まる対策を行うよう促します。

④土砂災害

◆ハザード区域（土砂災害）



◆ハザード区域（土砂災害）【詫間】



【現状等】

- ・山間部には土砂災害に係るハザード区域が数多く存在し、平野部でも山裾にある一部の住宅地ではハザード区域が指定されています。
- ・高瀬の三豊市役所周辺をみると、土砂災害に係るハザード区域は指定されていません。
- ・詫間の支所周辺をみると、土砂災害に係るハザード区域が指定されており、山裾では危険度の高い土砂災害特別警戒区域及び急傾斜地崩壊危険区域も指定されています。

【居住誘導区域の指定方針】

- ・居住誘導区域の指定では、土砂災害特別警戒区域及び急傾斜地崩壊危険区域を除外します。

【対策等】

- ・砂防関連施設整備などハード対策と警戒避難体制の構築などソフト対策を柔軟に組み合わせるとともに、立地の誘導や土地利用の規制など、まちづくり施策と連携して土砂災害に強いまちづくりを進めていきます。

3) 総合的な防災体制の構築

- 不特定多数の人が利用する施設や要配慮者に関わる施設などは、建物の構造強化（耐浪化・耐震化）など、施設の安全性の確保に努めます。
- 多様な主体の協働のもと、発災時における都市機能の確保、早期復旧体制の確保を図ります。
- 支所等の建替えの際は、防災拠点としての機能付与を検討します。
- 発災時の避難や応急活動などを考慮し、狭隘道路の解消、オープンスペースの確保、公園・広場等の整備を計画的に進めます。
- 緊急輸送道路においては、ライフライン施設の耐震化を促進します。
- 地域住民や事業者などと連携した総合的な防災体制の構築を進めるとともに、発災時に迅速かつ的確に行動できることを目的として、避難行動や応急活動、避難所運営・生活の想定訓練などソフト対策を促進します。
- 災害ハザードエリアの居住者等に対しては、行政だけでなく、民間事業者等も含めた多様な主体や方法により、様々な機会をとらえて、防災対策や災害リスクなどに関する正しい情報の提供を積極的に行います。

3.防災等の実現に向けて

1) 取組スケジュール

計画の実効性を高めるため、現時点での取組スケジュールを以下の通り設定します。

なお、今後の進捗等に応じて、具体的な取組の追加も検討します。

取組	主体	短期 (5 年)	中期 (10 年)	長期 (20 年)
【地震】建築物の耐震・不燃化の推進 など	市・市民	→	→	→
【津波】海岸保全施設の整備・補強の推進 など	県・市	→	→	→
【洪水】浸水区域における避難環境の整備 など	市	→	→	→
【土砂】砂防関連施設の整備や警戒避難体制の構築 など	県・市	→	→	→
【総合】不特定多数・要配慮者に関わる施設の安全性確保	市	→	→	→
【総合】発災時の都市機能の確保、早期復旧体制の確保	市	→	→	
【総合】支所等への防災機能の付与検討	市	→	→	→
【総合】狭隘道路の解消、オープンスペース等の確保	市	→	→	
【総合】緊急輸送道路における施設の耐震化	県・市	→	→	→
【総合】総合的な防災体制の構築、避難想定訓練などソフト対策の促進	市・市民	→	→	→
【総合】災害ハザードエリアにおける正しい情報の積極的な提供	市	→	→	→
【総合】居住誘導区域内の自主防災組織の構築	市民	→		

2) 責務等

防災関係機関及び住民は、それぞれの連携のもとに責務を果たすことが重要であり、三豊市地域防災計画では以下の通り示しています。

【三豊市】

市は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、その地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災関係機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施するとともに、災害に的確かつ迅速に対応することができる地域づくりに努める。

【三観広域行政組合消防本部】

三観広域行政組合消防本部は、地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、市と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、市の防災活動が円滑に行われるよう勧告・指導・助言等の措置をとる。

【指定公共機関及び指定地方公共機関】

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、市及び香川県の防災活動が円滑に行われるよう協力する。

【公共的団体及び防災上重要な施設の管理者】

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。また、市、香川県及び防災関係機関の防災活動に協力する。

【住民】

住民は、災害時には自らの身の安全を守るよう行動するとともに、それぞれの立場において実施可能な防災活動を行うよう努めるものとする。

また、地域において相互に連携して防災対策を行うよう努める。

第Ⅴ章 實現化方策

1.計画実現に向けた取組

1) 都市機能に係る取組

都市機能誘導区域における機能の維持・向上に向けて、必要な施設の立地促進を図るとともに、施設の廃止や区域外への流出を抑制するため、各種の支援策に取り組みます。

【国等が直接行う施策（税制/金融）】

- ・都市機能誘導区域の外から内への事業用資産の買換特例
- ・誘導施設の整備の用に供するために土地等を譲渡した場合の買換特例
- ・都市再生推進法人に土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特例
- ・誘導施設と併せて整備される公共施設、都市利便施設への固定資産税及び都市計画税の特例措置
- ・民間都市開発機構による金融支援

【主に国の支援を受けて実施を検討する施策】

- ・都市機能立地支援事業（民間事業者等への直接補助）
- ・都市再構築戦略事業（市町村へ交付）

【主に本市が実施を検討する施策】

- ・ＪＲ高瀬駅及び本庁舎周辺の整備
→交通結節点及び市民交流の中心地として、にぎわいや求心力の向上に係る整備を推進します
- ・詫間支所周辺の整備
→観光回遊の拠点として、にぎわい創出に係る整備を推進します
- ・公共公益施設の再配置の検討（子育て支援複合施設等）
→三豊市公共施設等総合管理計画等を踏まえつつ、子育て支援複合施設など広く市民等に対して総合的なサービスを提供する施設の整備を検討します
- ・公有地等を活用した都市機能施設の立地誘導
→低未利用地となっている公的不動産や公共施設の統廃合等により用途廃止となる公的不動産について、ＰＰＰ／ＰＦＩを用いた新たな公共施設の整備、民間事業者等への売却・貸付け等による都市機能の導入などを検討します
- ・土地利用マネジメントの推進
・用途地域など地域地区の指定検討、容積率など建築物の形態規制の検討 など
- ・空き地・空き家等の活用促進支援
→空き地・空き家調査の実施、情報の提供（空き家バンク等）、体験イベントの実施 など
→特定空き家対策の推進
- ・公共交通の充実（地域公共交通計画に基づく）
→交通網の充実、ＪＲ駅の整備、道路整備、利便性の向上等
- ・ハード・ソフトの防災対策
- ・ユニバーサルデザインによるまちづくり

2) 居住誘導に係る取組

住みたくなる区域の創造に向けて、基盤整備や生活利便性の向上、住環境の整備、交通アクセスの向上などの施策に取り組みます。

【主に本市が実施を検討する施策】

- ・移住・定住の促進と支援
 - 相談体制の強化、情報発信、県等との相互協力、入居支援 など
- ・土地利用マネジメントの推進
 - ・用途地域など地域地区の指定検討、地区計画等による魅力的な住宅地の創出 など
- ・空き地・空き家等の活用促進支援
 - 空き地・空き家調査の実施、情報の提供（空き家バンク等）、体験イベントの実施 など
 - 特定空き家対策の推進
- ・公共交通の充実（地域公共交通計画に基づく）
 - 交通網の充実、JR 駅の整備、道路整備、利便性の向上等
- ・ハード・ソフトの防災対策
- ・ユニバーサルデザインによるまちづくり

【居住誘導区域外で検討する施策】

- ・地域振興拠点のあり方検討
 - 日常生活に必要な機能の維持、地域特有の産業振興拠点、行政サービス拠点、AI など先端技術を活かした課題解決拠点 など
- ・公共交通の充実（地域公共交通計画に基づく）
 - 交通網の充実、先端技術を活かした新たな交通方式等の検討、利便性の向上、海上交通との連携 など

3) 立地適正化とともに進める対策

①スポンジ化対策

○低未利用土地利用等指針

土地利用マネジメントによる暮らしよいまちづくりの実現にあたっては、立地適正化による土地利用の誘導とともに、空き地・空き家等の低未利用土地が時間的・空間的にランダムに発生する都市のスポンジ化に対応していく必要があります。

このため、低未利用土地に対しては、適切な管理を促すだけでなく、有効活用も促していきます。また、土地利用権の交換・集約、区画再編など低未利用土地を一体敷地とすることで利用促進につながることも考えられるため、地権者や利用希望者のマッチングなど、土地利用のコーディネートを図ることも検討していきます。

【利用指針】

都市機能誘導区域内：広場やオープンカフェなど、商業施設、行政サービス施設、教育施設等の利用者の利便を高める施設としての利用を推奨すること

居住誘導区域内：既存住宅の再生及び良好な居住環境整備のための敷地統合等による利用を推奨すること

【管理指針】

空き家：定期的な空気の入換え等の適切な清掃に努めること

空き地等：雑草の繁茂及び害虫の発生を予防するための定期的な除草や、不法投棄等を予防するための適切な措置を講じ、適切な管理に努めること

○低未利用土地権利設定等促進事業

土地利用権の交換・集約、区画再編など低未利用土地を一体敷地とすることで利用促進につながると考えられる場合、「低未利用土地利用権利設定等促進事業」の活用を検討します。

【低未利用土地権利設定等促進事業の事業区域】

居住誘導区域

【低未利用土地権利設定等促進事業に関する事項】

促進すべき権利設定等の種類：地上権、賃借権、所有権 など

立地を誘導すべき誘導施設等：都市機能誘導区域における誘導施設
居住誘導区域における住宅 など

○立地誘導促進施設協定に関する事項

低未利用土地の活用が日常生活に必要とされる身の回りの公共空間の創出につながる場合は、地域コミュニティやまちづくり団体などが共同でこれら公共空間・施設を整備・管理する「立地誘導促進施設協定」制度の活用を低未利用土地の地権者等に働きかけていきます。

【立地誘導促進施設の一体的な整備又は管理が必要となると認められる区域】

居住誘導区域

【立地誘導促進施設の一体的な整備又は管理に関する事項】

居住者等の利便を増進し、良好な市街地環境を確保するため、区域内の一団の土地の所有者及び借地権者等を有する者は、以下の施設の一体的な整備又は管理を適切に行うこととする。

種類：広場、広告塔、並木など、居住者、来訪者又は滞在者の利便の増進に寄与する施設等であって、居住誘導区域にあっては住宅の、都市機能誘導区域にあっては誘導施設の立地の誘導の促進に資するもの

4) 届出制度

①都市機能誘導に係る届出

誘導施設を対象として以下の行為を行おうとする場合には、原則として行為着手の 30 日前までに市長への届出が必要となります。（法第 108 条第 1 項、第 2 項、第 108 条の 2）

この届出制度は、誘導施設の立地動向を市が把握することを目的としています。

【都市機能誘導区域外】

<開発行為>

- ・誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行おうとする場合

<開発行為以外>

- ・誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合
- ・建築物を改築し誘導施設を有する建築物とする場合
- ・建築物の用途を変更し誘導施設を有する建築物とする場合

【都市機能誘導区域内】

- ・誘導施設を休止または廃止しようとする場合

◇届出に対する対応例

≫都市機能誘導区域内への誘導施設の立地の妨げとはならないと判断した場合

- ・届出をした者に対して、税財政、金融上の支援措置など当該区域内における誘導施設の立地誘導のための施策に関する情報提供等を行うことが考えられる

≫届出内容とおりの開発行為等が行われた場合、何らかの支障が生じると判断した場合

- ・開発行為等の規模を縮小するよう調整
- ・都市機能誘導区域内の公有地や未利用地において行うよう調整
- ・開発行為等自体を中止するよう調整 など

【不調となった場合】

- ・開発規模の縮小や都市機能誘導区域内への立地を促す勧告ができる（法第 108 条第 3 項）
- ・勧告をした場合において、必要があると認めるときは、都市機能誘導区域内の土地の取得について のあっせんその他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない（法第 108 条第 4 項）

②居住誘導に係る届出

居住誘導区域外において、以下の行為を行おうとする場合には、原則として行為着手の 30 日前までに市長への届出が必要となります。（法第 88 条第 1 項、第 2 項）

この届出制度は、居住誘導区域外における大規模な住宅開発の動向を市が把握することを目的としており、個人の建築行為等を監視、抑制するものではありません。

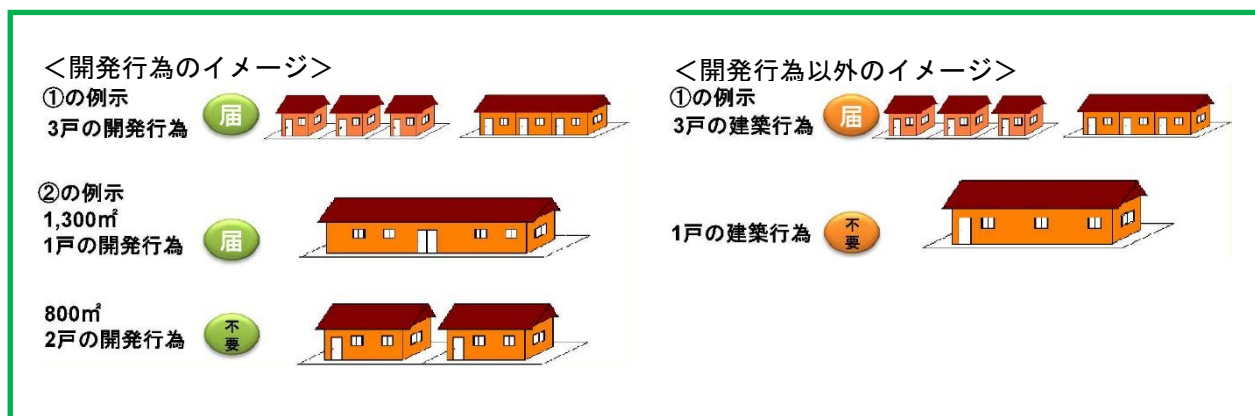
【居住誘導区域外】

＜開発行為＞

- ① 3 戸以上の住宅の建築目的の開発行為を行おうとする場合
- ② 1 戸又は 2 戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模 1,000 ㎡以上の場合

＜開発行為以外＞

- ① 3 戸以上の住宅を新築しようとする場合
- ② 建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して 3 戸以上の住宅とする場合



◇届出に対する対応例

≫ 居住誘導区域内への居住の誘導の妨げとはならないと判断した場合

- ・ 届出をした者に対して、必要な場合には当該区域内における居住の誘導のための施策に関する情報提供等を行うことが考えられる

≫ 届出内容どおりの開発行為等が行われた場合、何らかの支障が生じると判断した場合

- ・ 開発行為等の規模を縮小するよう調整
- ・ 当該開発区域が含まれる居住誘導区域外の区域のうち、別の区域において行うよう調整
- ・ 居住誘導区域内において行うように調整
- ・ 開発行為等自体を中止するよう調整 など

【不調となった場合】

- ・ 開発規模の縮小や居住誘導区域内への立地を促す勧告ができる（法第 88 条第 3 項）
- ・ 勧告をした場合において、必要があると認めるときは、居住誘導区域内の土地の取得についてのおっせんその他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない（法第 88 条第 4 項）

2.計画の実行性

1) 目標値の設定

本計画の方針（ストーリー）の実現に向けた取組の進捗状況や効果等を客観的に把握するため、以下のとおり誘導区域に関する目標値を設定します。

目標とする指標	現況値	目標値	
	基準年 2015	中間年 2030	目標年 2040
都市機能誘導施設数 ★魅力と生活利便性の高い拠点の形成	—	1 増	3 増
	都市機能誘導区域内において、商業や福祉等の生活サービスの維持・向上を図るため、都市機能の集積を促進します。		
居住誘導区域内の人口密度 ★快適で安心な暮らしが確保された区域の形成	高瀬：19.8 人/ha 詫間：19.5 人/ha	維持	維持
	都市機能誘導施策等の実施により、生活利便性が高い区域を形成することで、一定の人口密度を維持します。		
居住誘導区域内の空き家バンクの成約件数 ★快適で安心な暮らしが確保された区域の形成	12 件	16 件	20 件
	誘導区域内のにぎわいや魅力の向上により、空き家の需要を高め、交流・定住人口の増加につなげます。		
公共交通 ★選ばれる多様な地域づくり	※現在策定中の「(仮称) 三豊市地域公共交通計画」において定めます。		

2) 目標値の効果

都市機能の集積により、生活利便性や地域の価値・魅力の向上を図り、定住人口を維持するとともに、交流人口を増加させることにより、誘導区域内の住宅・店舗等の土地需要を維持します。

人口や土地需要の維持により、税収を確保し、市民サービスの水準を維持します。

誘導区域と市内の各拠点の交通ネットワークを構築することで、地域の利便性を向上します。

3) 計画の進行管理

本計画は、長期的な展望に立って目標を定め、その実現に向けて持続的に取り組むことが重要です。また、法第 84 条では、おおむね 5 年ごとに施策・事業の実施状況について調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、立地適正化計画及びこれに関連する都市計画を変更するものとしています。

このため、本計画では計画を立案（Plan）し、施策を実行（Do）するとともに、その成果を点検・評価（Check）し、改善（Act）し、次の計画（Plan）へ展開していく PDCA サイクルに基づき、計画の進行管理を実施します。

その結果等を踏まえ、施策の充実、強化等について検討を行うとともに、上位関連計画の見直しや社会経済情勢の変化などに対応し、不断の見直しを図ります。



三豊市立地適正化計画

発行年月／令和 3 年 8 月

発 行／三豊市

〒767-8585

香川県三豊市高瀬町下勝間 2373 番地 1

編 集／三豊市 建設部都市整備課